

## 登別市鉦山地域住民タクシー利用事業実施要綱

### (目的)

第1条 この訓令は、地域住民の交通の便を確保するため、タクシーを利用する場合における費用の一部を助成することにより、地域住民の生活の安定に資することを目的とする。

### (助成対象世帯)

第2条 この訓令に基づき鉦山地域住民タクシーを利用できる世帯は、平成9年4月1日現在において、次の各号のいずれにも該当する世帯のうち、市長が必要と認めた世帯とする。

- (1) 鉦山町に居住する世帯
- (2) 自家用車を保有していない世帯
- (3) 登別市有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第2号）に基づく鉦山地域生活バスを利用していた者を含む世帯

### (実施方法)

第3条 前条による助成対象世帯に対する助成は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けた事業所が発行する乗車券（以下「乗車券」という。）を交付して行うものとする。

### (助成内容)

第4条 助成内容については、次の各号によるものとする。

- (1) 助成対象区間は、登別市ネイチャーセンターからJR幌別駅の区間を対象とする。
- (2) 助成する回数は、1年間に24往復とする。

### (交付申請及び決定)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登別市鉦山地域住民タクシー乗車券交付申請書（別記様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかに乗車券交付の可否を決定し、登別市鉦山地域住民タクシー乗車券交付決定・却下通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するとともに、交付決定がなされた者に対し乗車券を交付するものとする。

### (乗車券の有効期間)

第6条 乗車券の有効期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、年度途中で乗車券の交付を受けた場合は、交付決定の日から翌年の3月31日までとする。

### (乗車券の再交付)

第7条 乗車券の再交付は、汚損等による現物引き換え以外は行わないものとする。

### (利用方法)

第8条 乗車券の交付を受けている者（以下「利用者」という。）が鉾山地域住民タクシーを利用するときは、乗車の際運転手に乗車券を渡すものとする。ただし、第4条第1号に定める区間の料金を超えた場合は、利用者がその差額を支払わなければならない。

（利用資格の喪失及び届出）

第9条 利用資格は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から喪失するものとする。

（1）鉾山地区の居住者でなくなったとき。

（2）自家用車を保有したとき。

2 前項により利用資格を喪失したときは、登別市鉾山地域住民タクシー利用資格喪失届（別記様式第3号）により、速やかに届出るものとする。

（返還）

第10条 前条第1項第1号及び第2号に該当する場合は、直ちに乗車券を返還しなければならない。

2 市長は、偽りその他不正な手段により乗車券を取得し、又は譲渡し、利用者以外の者に使用させたことが明らかな場合は、助成対象料金を市に返還させることができる。

（交付台帳の整備）

第11条 市長は、登別市鉾山地域住民タクシー乗車券交付台帳（別記様式第4号）を備え、交付状況を明確にしておくものとする。

（施行細目）

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項及び書式は、市長が別に定める。

附 則（平成9年訓令第17号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令第5号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令第11号）

この訓令は、平成14年4月25日から施行する。

附 則（平成15年訓令第13号）

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第15号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第16号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

登別市鉦山地域住民タクシー乗車券

交 付 申 請 書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所

氏名

印

登別市鉦山地域住民タクシー利用事業実施要綱に基づき、下記のとおり地域住民タクシー乗車券の交付を申請します。

記

氏 名		生年月日	
住 所	登別市 町 丁目 番地	電話番号	
備 考			

※ 上記のとおり申請があったので乗車券を交付してよろしいか伺います。

決 裁	
-----	--

別記様式第2号（第5条関係）

登別市鉦山地域住民タクシー乗車券  
交付決定・却下通知書

年 月 日

様

登別市長 印

年 月 日付により申請のありました登別市鉦山地域住民タクシーについて、交付決定・却下しましたので通知します。

（却下理由）

別記様式第3号（第9条関係）

登別市鉦山地域住民タクシー利用資格

喪 失 届

年 月 日

登別市長 様

届出者 住所

氏名

印

地域住民タクシー利用資格が下記理由により喪失しましたので届出します。

記

乗 車 券 番 号	第 号
住 所	登別市 町 丁目 番地
氏 名	
資格喪失年月日	
理 由	

※ 上記のとおり資格喪失の届出があったので、乗車券交付台帳から抹消してよろしいか伺います。

決 裁	
-----	--

